

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要について

1 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正

施行：令和5年12月13日

2 法改正の背景・方向性

(1) 背景

居住目的のない空家は、1998年から2018年までの20年間で約1.9倍に増加。現行法は、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家等への対応が中心であるが、特定空家になってからの対応は限界。

(2) 方向性

空家の「活用拡大」「管理の確保」「特定空家の除却等」の柱で対応強化。

3 法改正の主な内容

(1) 所有者等の責務強化（第5条）

現行の「適切な管理の努力義務」に加えて、国や地方公共団体の施策に協力する努力義務

(2) 活用拡大

ア 空家等活用促進区域（第7条）

市区町村が重点的に促進を図る区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進。

イ 空家等管理活用支援法人制度（第23条）

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人など、業務を確実に行うことができると認められる者を「支援法人」として指定できる。

(3) 管理の確保

ア 特定空家化を未然に防止する管理（第13条）

管理不全空家等（放置すれば特定空家になるおそれのある空家）に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長は指導・勧告できる。

イ 所有者把握の円滑化（第10条）

市区町村から電力会社等（ガス、郵便等）に情報提供を要請。

(4) 特定空家等の除却等

ア 状態の把握（第9条）

市区町村長は特定空家等の所有者等に対し、法第22条の規定（助言・指導・勧告・命令）の施行に際し、必要な限度において空家等に関する事項を報告させることができる。

イ 代執行の円滑化（第22条）

災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にあるなど、緊急に除却、修繕などの措置をとる必要があると認めるときで、命令等の事前手続きを経るいとまがない緊急時の代執行制度の創設。

ウ 財産管理人による空家の管理（第14条）

市区町村長に選任請求を認め、相続放棄された空家等に対応。所有者に代わり、財産を管理・処分。